

北区土木部「工事情報共有システム（LGWAN-ASP方式）」試行運用要領

6北土土第2423号
令和7年3月19日部長決裁

（趣旨）

第1条 本要領は、北区が発注する土木部所管の工事等において、LGWAN-ASP（Local Government Wide Area Network - Application Service Provider）方式の工事情報共有システムを利用するにあたり必要な事項を定めたものである。

※「LGWAN（Local Government Wide Area Network）」とは、総合行政ネットワークを介して提供されるシステムをいう。

※「ASP（Application Service Provider）方式」とは、システム提供者（ASPベンダー）がシステムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

（定義）

第2条 「工事情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

（対象）

第3条 工事情報共有システム（LGWAN-ASP方式）の利用対象は、原則として、北区（土木部所管）の発注する土木工事のうち、契約確定日が令和7年4月1日以降の個別指定案件とする。なお、上記以外の発注工事等で、受注者がシステム利用を希望する場合には受発注者間で協議してシステム利用を決定する。

（利用システム）

第4条 工事情報共有システム（LGWAN-ASP方式）は、国土交通省が定める機能要件を満たすものとし、受注者間での協議により決定する。なお、システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。

（積算の取扱い）

第5条 工事情報共有システム（LGWAN-ASP方式）の利用に係る経費（登録料及び使用料）は、東京都建設局「積算基準」のとおり取り扱うものとする。

（電子納品に係る運用）

第6条 工事情報共有システムを利用した電子納品に係る運用については、「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。

（その他）

第7条 本要領に定めがない事項に関しては、「東京都建設局工事情報共有システム活用ガイドライン」を準用するほか、受発注者での協議により定めるものとする。

附 則

本要領は、令和7年4月1日以後に起工し、公告等を行う工事等に適用する。